

長柄町教育大綱

長柄町第5次総合計画基本構想（2021～2030）に掲げる「ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり（教育・文化の充実）」を実現するために、長柄町教育大綱の目標を次のように改定します。

1. 大綱策定の趣旨

大綱は本町の施策の根本的な方針「長柄町第5次総合計画」に規定する町の将来像と基本目標を実現するための施策「ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり（教育・文化の充実）」の基本的な方針を参照した、本町の教育の振興に関する施策の『大綱』を策定するものです。

2. 大綱の位置づけ

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されているもので、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定します。そして、町長及び教育委員会は策定した大綱の下に、それぞれ所管する事務を執行することになります。

この大綱は、教育に関する基本的な方針として策定するものであり、本町では、「長柄町教育施策」を大綱の一部として位置づけるものとします。

3. 基本理念

「心身共に健康で思いやりのある生き生きとした人づくりの教育」

すべての人々が日々の暮らしの中で、知識や技能を活かし、心を豊かに笑顔があふれ、生き生きと生活していくことを望んでいます。

学校教育においては、子どもたちが自立して多様な人々と協働し、創造力を発揮しながら社会で豊かな人生を送ることができるよう、生きて働くための「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つを柱とした資質・能力の育成を図ります。

また、人生100年時代の到来も想定し、町民一人ひとりが生涯を通して知識や技能の習得、心と体を鍛え、元気に躍動した人生を送ることのできるよう、そしてあらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を生かすことができるような環境を充実させます。さらに、本町の自然、歴史、文化などに関する活動が行われるよう、学習機会の提供を推進します。

4. 7つの基本目標と重点施策

【目標 1】 幼児教育の充実

幼児の保育・教育の向上を図るため、教育環境の整備と保育・教育内容の充実を進めます。

重点施策

- 教育環境の整備充実
- 保育・教育内容の充実

【目標 2】 学校教育の充実

次世代を担う児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるよう、それぞれの能力の育成を図るとともに、調和の取れた人格形成と一人一人の個性の伸長を目指し、教育内容と教育環境の整備・充実に努めます。

重点施策

- 教育内容の充実
- 学校環境の整備充実
- 学校規模の適正化
- 健康づくりの推進

【目標 3】 生涯学習の活性化

町民が生涯を通して自己を高め、充実した豊かな生活が送れるよう、生涯の各時期に相応する学習機会の充実を図るとともに、町民が、自発的、自主的に生涯を通じて学習を行えるよう諸条件を整備していく中、ボランティアやリーダーの育成と活用、関連団体の育成支援、施設の整備充実等を推進します。

重点施策

- 推進体制の整備充実
- 社会教育の拡充
- 社会教育施設の整備と活用
- リーダー・組織の育成と活動支援
- ボランティアの育成と活用
- 芸術・文化の振興

【目標4】青少年の健全育成

町・学校・家庭・地域社会・各団体が一体となり青少年を支え、また地域ぐるみの非行防止体制づくりに向け、青少年健全育成活動の活性化と環境整備を推進します。

重点施策

- 青少年健全育成活動の活性化
- 環境の整備

【目標5】生涯スポーツの推進

町民全ての世代が身近な場所で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるよう、施設の整備、指導体制の充実、生涯スポーツ活動の拡充を推進します。

重点施策

- 生涯スポーツの推進
- スポーツ施設の充実・活用
- リーダー・組織の育成支援

【目標6】文化財の保護

本町の貴重な歴史・文化遺産を保存し、活用していくための環境の整備と事業の推進を図ります。

重点施策

- 史跡長柄横穴群の保存・公開・活用
- 文化財の保護・活用
- 伝統文化の保存・継承

【目標7】交流活動の推進

うるおいと生きがいのある地域社会を築くことを目的とした子ども同士の交流、町民同士の交流及び地域間の交流を推進します。

重点施策

- 子ども同士の交流
- 町民同士の交流
- 地域間の交流